

船舶事故等調査報告書

平成22年1月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第131号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年8月23日（日） 13時07分ごろ	
発生場所	鹿児島市 神瀬灯台から真方位270° 300m付近 (概位 北緯31° 34.0′ 東経130° 35.2′)	
事故等調査の経過	平成21年8月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート インターセプター、5トン未満（長さ5.70m） 295-33115鹿児島、個人所有 B 水上オートバイ 流星、長さ2.7m 295-40967鹿児島、個人所有 C 浮体 直径約2mの楕円形、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 操船者、無資格（無経験）	
死傷者等	A なし B なし C 浮体搭乗者 右頸骨骨幹部開放骨折	
損傷	なし	
事故等の経過	A船は、船長Aが乗り組み、2人が搭乗するC浮体をえい航し、鹿児島市神瀬西方沖を時速約5kmで南東進中、右舷方に北東進するB船を認めた が、汽笛を吹鳴することなく続航し、平成21年8月23日13時07分 ごろ、B船左舷船首部とC浮体の前面右側が衝突した。 B船は、操船者Bが操縦し、時速約40kmで北東進中、船首方に南東進 中のA船がえい航するC浮体を認め、C浮体に接近して水掛けを行おうと 接近したところ、C浮体に接近し過ぎ、B船左舷船首部とC浮体前面右側 が衝突した。 負傷した浮体搭乗者は、A船で鹿児島港本港に搬送され、救急車により 病院に移送された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視程 2海里以上 海象：波 なし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船が神瀬西方沖においてC浮体をえい航して 南東進中、B船が北東進してC浮体に接近した可 能性があると考えられる。 船長Aは、B船がC浮体に水掛けを行ったの ち、C浮体を避けてくれると思い込んでいた可 能性があると考えられる。

		操船者Bは、無資格で操船し、C浮体に水掛けを行おうと接近し過ぎた可能性があると考えられる。
原因		本事故は、神瀬西方沖において、A船がC浮体をえい航して南東進中、B船が北東進中、操船者Bが無資格でB船を操船してC浮体に水掛けをしようとした際、C浮体に接近し過ぎたため、C浮体とB船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。